

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
ソーシャルワーク実習の受入れに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、社会福祉士の受験資格取得を目指す学生に必須とされるソーシャルワーク実習（以下、「実習」という。）について、その受入れに関する必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 実習生は、大学等の教育機関（以下、「教育機関」という。）に在籍する学生とし、次のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 実習生本人が長崎県内（以下、「県内」という。）在住者又は実家が県内である者

(2) 県内に所在する教育機関に在籍する者

2 原則として、実習生の受入れは年度中4名以内とする。

※原則、ソーシャルワーク実習は①（8日間 60時間以上）と②（23日間 180時間以上）に区分し、①と②の同時期受入れは行わない。

3 その他、本会会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認めた者。

(実習申請期間)

第3条 申請期間は、実習を行う前年度の10月から11月末までとする。

2 実習生の受入れ期間は、8月1日から10月31日までの期間とする。ただし、会長が受入れ可能と判断した場合はこの限りではない。

(受入れ申請及び決定)

第4条 教育機関は、実習を予定する前年度の11月末までに所定の様式を用いて、会長に申請する。

2 会長は、第2条の要件を満たす実習希望者が5名以上ある場合、実習希望者を選考し、教育機関に決定を通知するものとする。

(服務)

第5条 実習生は、本会の職務の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習中に知り得た個人情報をはじめ職務上の情報を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 実習生は、実習中においては、本会職員の指示に従わなければならない。

(実習謝礼)

第6条 実習謝礼については、実習依頼元である教育機関の基準額を準用し、実習生個人からの申し出は一切受け付けないものとする。

(実習に係る費用負担)

第7条 実習に係る費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(事故責任及び損害賠償)

第8条 実習期間中の事故等に伴う災害補償については、下記のとおりとする。

- (1) 実習生又は教育機関は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険(以下、「保険」という。)に加入しなければならないものとし、本会での保険の加入は行わない。
- (2) 実習期間中の災害や、実習受入れ施設又は第三者等に損害を与えた場合は、速やかに法令等に従って処理し、当該処理にかかる費用及び補償については、実習生又は教育機関が負担するものとする。
- (3) 上記(1)から(2)に基づく保険の利用に関する必要な手続きは、教育機関が行うものとする。

(実習の中止)

第9条 会長は、実習生が第5条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。実習を中止した場合は、速やかに教育機関にその旨を通知する。

2 実習生の賠償等に関する最終的な責任は、実習生個人及び教育機関で負うものとする。

(指導者)

第10条 実習指導担当者(以下、「指導者」という。)は、実習生の指導及び助言にあたることとする。

2 指導者は、実習生に対する実習計画表(実習プログラム)を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

(指導要領)

第11条 本会は、実習生の主体性を尊重し、実習生の希望に応じて各事業担当者との調整を図り、指導を行う。

2 本会は、通常の業務時間の範囲内で指導を行うものとする。ただし、時間外や休日などの業務の際は、教育機関及び実習生の了解を得て実施することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。

2 実習に関し疑義が生じた事項については、本会、教育機関、実習生が協議の上で決定するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月8日から施行する。

題名中「社会福祉援助技術現場実習」を「ソーシャルワーク実習」に改める。

(趣旨) 本文を次のように改める。

ソーシャルワーク実習(以下、「実習」という。)について、その受入れに関する必要な事項を定めるものとする。

令和3年9月30日改訂